

有償公衆配信利用許諾契約書

(以下、「甲」という。)と著作物利用許諾者 株式会社みちのく計画(以下、「乙」という。)は、青森県と乙の共同著作物である「青森県縮尺1/2,500及び1/10,000 数値地形図」(以下、「数値地形図データ」という)を利用して作成した甲の二次的著作物の有償公衆配信利用に関し、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結します。

(定義)

- 第4条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。
- 2 「数値地形図データ」とは、青森県縮尺 1/2,500 数値地形図更新事業で作成された別紙に定める著作物をいう。
 - 3 「甲の二次的著作物」とは、甲が共同著作物である数値地形図データを利用して創作した著作物をいう。
 - 4 「有償公衆配信」とは、共同著作物を利用し創作した二次的著作物を、インターネット等を介して有償で公衆配布することをいう。
 - 5 「管理運営事業受託者」とは、青森県と乙が締結した「青森県縮尺 1 /2,500 数値地形図更新事業の管理運営に関する協定書」第6条の規定によって委託した著作物の販売代理人をいう。

(知的財産権)

第5条 数値地形図データの著作権、その他の権利は、青森県および乙に帰属する。

(利用許諾の内容)

- 第6条 甲は本契約および別紙の内容に従い、甲の二次的著作物を別紙に定めた有償公衆配信行為を以下の範囲で行うことができる。
- (1) 有償公衆配信する甲の二次的著作物には、原著作権者の権利を表記すること。
 - (2) 第三者の閲覧における利用制限を明記し、利用許諾の同意を確認すること。
 - (3) 公衆配信される甲の二次的著作物は、ラスター化し、第三者がデータを構造的に分離できないものとする。

(甲の遵守すべき事項)

- 第7条 甲は、有償公衆配信に関して、本契約に明示的に許諾されている場合を除いて、次の各号に該当する行為はできないものとする。
- (1) データ配信会社への甲の二次的著作物データの貸与以外の複製行為。
 - (2) 配付画面の販売印刷物、コンサルティングレポート印刷物等の第三者の刊行物への掲載行為。
- 3 甲は、契約期間の有償公衆配信に伴う第三者のアクセス数及びアクセス料金の徴収内容について、契約期間満了の30日以内に、乙に文書により報告書の提出をしなければならない。
- 4 甲は、別紙に定めた予定アクセス数を超えた場合、乙に追加分に対する利用許諾を再申請し、乙に追加の著作権使用料を支払うものとする。
- 5 甲は、有償公衆配信を行うURLを、乙に報告しなければならない。また甲がURLの変更を行う場合、遅滞なく乙に報告しなければならない。

(管理)

- 第8条 甲は、甲の二次的著作物を利用する者に本契約の趣旨を徹底させるため、甲の二次的著作物の責任者及びデータ配信会社の責任者を別紙のとおり定め管理するものとする。
- 2 甲は、青森県と乙が無断利用の予防措置を講じていることを周知徹底し、著作物及び甲の二次的著作物の無断利用及び外部への流出防止のための措置を行うものとする。

(秘密保持)

- 第9条 甲と乙は、数値地形図データおよび相手方から秘密である旨指定された情報(以下、「秘密情報」という。)を秘密に保持するものとし、相手方の事前の書面による同意がない限り第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、次に掲げる情報は、秘密情報に

該当しないものとする。

- (1) 受領当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - (2) 開示前に受領当事者が適法に保有していた情報
 - (3) 開示制限を受けない第三者が受領当事者に適法に開示した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が前項の規定に違反し、相手方に損害を与えたときは、当該損害の賠償を行うものとする。

(賠償責任)

第10条 乙の甲に対する損害賠償責任は、甲が直接被った通常損害に限定し、甲の既に支払い済みの対価の総額を超えないものとする。

2 甲が数値地形図データを使用したことにより、利用者に対して第三者から知的財産権の侵害の申立等(以下、「申立等」という。)が提起されたときは、乙は次の各号に掲げる事項を条件として、乙の費用と責任でこれを防御するとともに、確定した費用および損害賠償金を利用者に支払うものとする。

- (1) 甲が当該申立等を提起された日から30日以内に、乙に対し書面で申立等内容を通知すること。
 - (2) 甲が当該申立等を防御し解決するために必要な情報、援助を乙に与えること。
 - (3) 甲がその防御および解決に関連する全ての交渉する権限を乙に与えること。
- 3 甲が契約書に定める許諾条件を遵守せず、問題が発生した場合には、甲が自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、乙に何等の迷惑または損害を与えないものとする。
- 4 甲が数値地形図データに関する青森県及び乙の知的財産権を侵害したとき、または前項において乙に損害を与えた場合、甲は乙に対して損害賠償責任を負うものとする。
- 5 第6条の規定に関わらず、甲と乙が同条の規定に違反し相手方に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(地位譲渡の禁止)

第11条 甲と乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の権利義務またはその地位を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとする。

(著作権使用料及び支払い方法)

第12条 甲は丙に対し、有償公衆配信に伴う著作権使用料として、別紙に定める金額を支払うものとする。

- (1) 著作権使用料は、購入著作権使用料と再販著作権使用料を合算した金額とする。
 - (2) 支払い金額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 2 甲は、著作権使用料の支出が円滑に行われるよう、必要な財源措置を講じるように努めるものとする。
- 3 甲が定めたアクセス数を実際のアクセス数が下回る場合、乙はその差額分を返金しないものとする。

(契約期間および解除)

第13条 本契約は、別紙に定めた期間とし、甲が契約期間満了の30日以内に契約解除を申し出ない限り、更に1年間の期間延長とする。

- 2 乙は、相手方が本契約の何れかの条項に違反し、かつその是正要請を書面で通知した後15日以内に改善がみられない場合には、本契約を解除することができるものとする。
- 3 乙は、相手方に次の各号に該当する事由の一が生じたときには、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約違反の程度が著しく、信頼関係の回復が困難であるとき。

(契約終了後の措置等)

第14条 本契約が解除または甲の使用中止によって終了したときは、データ配信会社との契約について速やかに解除することとする。これらの処置が終了後、その旨の誓約書を提出するものとする。

- 2 前条の解除原因が乙に存し、甲が本契約を解除したときは、乙は支払い済みの対価を限度として甲に損害の賠償をするものとする。
- 3 前条の解除原因が甲に存し、乙が本契約を解除したときは、解除によっても甲の代金支払債務は免責されないものとする。甲の解除原因が前条第2項、或いは第3項(1)号に該当するときは、甲は乙に生じた損害を賠償するものとする。

(契約の変更)

第15条 本契約の変更は、当事者の権限ある代表者または代理人が記名捺印した文書によってのみ行うことができるものとする。

(残存条項)

第16条 本契約が解除により終了した場合であっても、第6条乃至第8条、第11条、第15条の規定は引き続き効力を有するものとする。

(協議)

第17条 本契約に関して疑義が生じた場合、甲と乙は信義誠実の原則に従い、これを協議し、解決するものとする。

(合意管轄)

第18条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、青森地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上契約の証として本契約書2通を作成し、甲と乙の記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲(利用者)

乙(著作物利用許諾者) 青森県青森市浜館一丁目14番地3
株式会社みちのく計画
代表取締役 間山克子

有料公衆配信利用許諾契約書 別紙

別紙として利用許諾申請書の複製（コピー）を添付する